破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１５５号
滋賀県守山市今宿２丁目９番17号　トワイライト・アヴェニュー203号室、住民票上の住所滋賀県大津市坂本１丁目10番41号
債務者　川又　良次
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井村　喜典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５６号
滋賀県守山市今宿２丁目９番17号　トワイライト・アヴェニュー203号室、住民票上の住所滋賀県大津市坂本１丁目10番41号
債務者　川又　一芳
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井村　喜典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
宮城県刈田郡蔵王町宮字井戸井沖65番地５―１―201号室
債務者　高橋みつい
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真田　昌行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３７０号
神戸市須磨区高倉町２丁目１番24―403号
債務者　大橋　克惟
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７１号
神戸市須磨区潮見台町５丁目３番５―507号
債務者　大橋　正佳
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６号
三重県四日市市桜町5313番地
債務者　馬場　和人
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
大阪府岸和田市尾生町3086番地の１グリーンオアシスＢ―202号
債務者　幸樹園こと　柳本　幸夫
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
大阪府阪南市自然田1723番地
債務者　中尾　正喜
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
大阪府貝塚市水間282番地14
債務者　泉川　裕章
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
大阪府阪南市桃の木台５丁目22番地の５、前住所堺市西区菱木１丁2366番地10
債務者　上人　康広
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
大阪府岸和田市下松町１丁目18番31―605号
債務者　阪口　　明
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
宝塚市中山桜台２丁目29番13号、前住所兵庫県宝塚市中山桜台６丁目８番５号
債務者　伊藤　元雄
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２１２号
兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号、営業所兵庫県西宮市甲子園網引町４―15
債務者　松本　　茂
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１３号
兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号
債務者　松本利佳子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４５号
兵庫県西宮市樋ノ口町１丁目10番９号
債務者　藤井　麻未
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７号
群馬県太田市台之郷町811番地２
債務者　小笠原恭子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　保夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４８４号
京都市伏見区向島津田町172番地１　220号室
債務者　小西　　武
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　恵伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係